

「顧みて明日を思う」

私事ながら・・・

平成28年1月6日の昼過ぎに書斎でパソコンに向かっていると右腕がだるくなり、次いで胸が苦しくなり、どんな姿勢をとっても苦しさが収まらないので慌てて友人のドクターに電話をすると、そんな場合は躊躇わず119番に通報し救急車で病院に行くように指示された。市立豊中病院の診断は急性心筋梗塞で直ちにカテーテル手術を受けた。対応が早かったので大事に至らず11日間の入院で、取敢えず退院することができた。

心臓を取り巻く三本の冠状動脈を一度に手術することは出来ないらしく、梗塞が著しい2本を取敢えず手術し、比較的血液の流れが良い一本を残して最初の治療を終えた。入院中から引き続きもう一本の手術をするように熱心に勧められたが、カテーテルを抜いた後の加圧止血が耐え難い痛さであり、何か過誤があったのではないかと思うほどであった。再度の手術を同じ病院でする気になれず率直にその旨を医師に伝え退院した。その後、セカンドオピニオンを依頼した府立急性期総合医療センターでの検査の結果、直ちに手術する必要はないと診断され自宅療養を経て今日に至った。

4月22日経過検査をしたところ、異常はないとのことで一応、現役復帰できたことは幸いだったと思っている。

入院騒ぎが二水会新年互礼会の直前であり、急遽中止の連絡をしたので病気の件が明るみとなり、入院中や退院後にも多くの方からお見舞いや励ましの言葉を頂き、大いに元気づけられ、癒されたことを感謝している。

病を得て感じたこと

このような経緯を経て、元気を回復したものの3月9日の二水会は準備が整わず、新年会に引き続き休会することを許していただき今日に至った。5月は何としても二水会を開催し皆さんにお会いしたいと思い準備にかかったが、率直に言って年末からの政治情勢、特に知事・市長の同時選挙やその直後に施行された池田市長選挙の有り様を見て、つくづく選挙の不条理さが嫌になり作業の進捗が滞りがちであった。

選挙は勝たねばならぬとはいえ、余りのご都合主義的な戦術のおぞましさに心底嫌気を感じ、政治情勢の分析など全くする気がしなくなった。

今までは、何よりも政治の動きに関心があり、自分なりに分析し所信を発信することに生きがいを感じていたが、全くその気が失せてしまっていた。

今年の年賀状に、『選挙と政治が読めなくなりました。そろそろ在野での政治活動に幕を引くべき時だと感じています』と書いたのはそのためだった。

丁度その時に心筋梗塞を発症し入院加療を余儀なくされたのだった。点滴と心電図などで両手をベッドにくくり付けられる状態では何もできず、手足が自由に動かせるようになってからも、しばらくは新聞すら真面目に読む気がしなくなり呆然とした毎日を過ごしていた。その怠惰な生活は退院後も続き、今なお引きずっている感じである。

この時期に脳裏をよぎったことは、政治情勢に関する関心ではなく、今日までの自分の生きざまに関する回顧の思いであった。ひたむきに走り続けて来て、ふと立ち止まって周りを見渡して感じたことは、政治の世界の非人間性と虚しさだった。自分の思惑が外れたからという陳腐な思いではなく、人間としての節度も誠意もない、打算と計算づくの世渡り術が政治手法だと勘違いしている、さして賢くない人間のすることなど予測不能であり、予測するに値しないと感じるようになったのである。

在職 28 年、7 期目の終了まぎわの 68 歳の時に、自らの意思で引退を決意したのもこれに近い思いであった。年明けから今日まで、来し方を顧みながら今後を考えた時、丁度議員を引退しようと思ったときと同じような思いを最近の政治情勢と体調の異変から感じたのであった。

二水会は、現役時代に各地後援会の連絡会として発足した。当時は毎月開催していたが引退後は準備期間を考慮し二か月に一度とし、政治情勢を中心に共に学ぶ会として続けてきた。政治家が後援会活動をするのは当然だが、引退後に純粹の勉強会として継続している会合はまず例を見ないだろう。

そんな中で二水会が 140 回を迎えたことは、人がどう評価するかは別として、私にとっては「勲章」であり、池田に根付いた知的な会合として、今や「伝統」と呼べるほどの歴史を刻んだと誇らしく思っている。

しかし、選挙や政治がこれほど様変わりしてくると、この流れに納得できない者が、この会を継続することが正しいのだろうかという疑問を感じるようになったのである。だからといって二水会を立ち消えのような形で消滅させることは忍びず、今後のあり方について、皆さんと相談をしながら、熟慮し決したいと考えているところである。

私事はこの辺で終わり、従来の二水会のパターンに戻ることにする。

知事・市長同時選挙の総括

丸 2 ヶ月間の療養と若干の静養期間のために冬眠を余儀なくされていたが、昨年暮れに行われた選挙について遅まきながら総括をしておかねばなるまい。ここでは政策論としての選挙結果についてではなく、選挙戦について私見を述べることにする。

知事選は知名度の違いから現職を倒すことは難しいだろうと考えていた。市長選挙に関して入手できる情報は乏しかったが、それでも何とか勝利できるのではないかと

思っていた。しかし、結果は惨憺たるものであった。双方の事務所に頻繁に顔出しをした訳でもなく、シブアーな情報が逐一伝わる訳ではないが、facebookなどで伝えられる情報を検索しつつ、街宣活動の雰囲気などをそれなりに眺めていると私が承知している選挙の雰囲気とはかなり違う感じが拭えなかった。

自民党府連は現職議員がすべてを牛耳っている組織だが、選対事務所では若手の議員達が明るく作業をしている姿なども発信されていた。和やかな雰囲気は結構だが、議員が笑顔で法定ビラの証紙を張る作業に取り組んでいるようでは選挙にならないだろう。大体あの法定ビラに証紙を張る作業ほど理不尽で無駄な作業はない。その作業を現職がしていること自体がおかしなことなのだ。

事務所でのデスクワークとも言えない作業から解放され久しぶりに繁華街に出た地方議員が、喜々として街頭演説をしているものの、道行く人達の足を止める話が出る訳でもなく、批判と中傷に終始している姿は自己満足以外の何ものでもない。もっと真剣に道行く人に語り掛け、無理やりにでも有権者を選挙に引き込む位の気迫が感じられないのはなぜなのか。かつての住民投票の時には、相手陣営と争うような形で道行く有権者にアプローチをしていたではないか。あの熱気と気迫が感じられない動きが大変物足りなく感じられた。

次元は違うが、この際言っておきたいことがある。選挙時は勿論、常日頃でも朝、晩駅立ちを続けている議員が多いのを無駄とは言わないが、それほど有効な戦術とは思わない。あのような戦術は、ご無沙汰のお詫びとアリバイづくりでしかない。あれが日常活動だと思っている議員がいるとすればトンデモナイ勘違いである。あの姿で熱心さを売り込んでいる積りだろうが、政治家として何をなすべきかを熟慮すべきではないのか。

なぜ、故自民党は勝てないのか

大阪府全域の選挙となるとそれを取り仕切る参謀の存在が絶対必要である。その参謀となる人が選挙を判ってないとすれば、どうしようもなくなるだろう。経験だけが通用する時代ではないが、経験から帰納される戦術・戦略を可能な限りリニューアルして踏襲するしかないのだ。問題はその戦略を上意下達方式で徹底的に浸透させることができる人物が存在するかどうかである。

この作業をできる人物が『参謀』なのである。

残念ながら自民党府連にはその参謀が存在しないのだ。人を意のままに動かす事は何よりも難しい作業である。人を動かすためのノウハウを徹底的に検証してみる必要がある。財政的な支援が大きな力を持つことは言うまでもないが、決してそれだけではない。選挙を推進する上で維新の会との明確な違いを一言で言えば、党が決定したことに対する服従の度合いの違いである。維新の会には上意下達で命令を伝達するシステムがある。具体的に言えば、システムというより党の決定に従わねば次の選挙で公認されず、当選できないという縛りがかかるのである。この縛りが働くからこそ組

織として束ねることが可能となり、体系だった動きが可能になるのだ。ここが自民党と根本的に違うところである。

政党論をひも解くまでもなく、政党とは政策のもとに結集し、一致団結して行動することによって政策の実現を達成することであり、その人材を育てることに使命がある。党に忠誠を誓う見返りとして選挙に勝利できるあらゆるファクターを候補者に提供するシステムが強固であるか、ないかの違いが政党の優劣に繋がるのである。

自民党には積み重ねられた政策集団があり、ノウハウがあり、人脈もある。これらの積み重ねが政策実現能力として評価されるからこそ政権を担当できているのだ。であるのに自民党が勝てないのは、選挙制度が変わり、派閥の勢力が削がれたとはいえ、依然として後援会主導型の組織活動しか頭のない体質の古さにあるのだ。

組織とは、一旦緩急あればボタン一つで指示命令が下部まで浸透するシステムのことを言うのだ。然るに自民党府連にはカリスマ性は疎か、組織を束ねる魅力のある人材が少ないのが問題なのだ。これは、何よりも自分の選挙区が常に頭から離れない選挙の弱さに原因があり、政策を論理的に伝えとともに、地域住民と人間関係を構築する日常活動が希薄だからである。以前は利益誘導型の議員が多かったし、それに群がる取り巻きが存在していたが、時代の変化はこの事を許さなくなり代議士の「小粒化」が言われた。これは時代の変化の成せる業であり代議士だけの責任ではないが、それでも親分的な存在の代議士が存在しなくなったことは寂しいことである。

親分的などと言えば誤解を招くかもしれないが、代議士と地方議員との人間関係が緊密でない点を指摘しているのだ。要するに面倒見がよくないということだ。

この悩みは自民党だけのものではなく強固な組織政党以外の共通の悩みである。

今、何をなすべきかを原点に戻って真剣に議論をすべきなのだ。小手先の対症療法ではダメで、戦術論も意味がない。根本的な議論として、今何をなすべきかを侃々諤々議論をすべきである。遅まきながら大阪の自民党は、具体的に橋下維新がやったことを検証することから始めるべきである。

橋下徹は、まず選挙に際しては党の推薦は求めたが、選挙事務所や街宣車には一切議員を寄せ付けず独自の選挙戦を戦った。当選後は、まず硬直化した財政からの脱却を打ち出し、かつてない大胆さで財政改革に取り組み、わがもの顔の労組を抑え、公務員天国に鉄槌を下し、議員定数削減など、聖域を設けず、従来のにきたりを超越した勇氣ある対応をして市民から支持を得たのである。賛否はともかく、その集大成として都構想を提案し今日に至っているのである。

今、時代が要請しているのは旧弊の打破であり、新しいものへの挑戦である

現行の選挙制度は、政策を中心に政党を選ぶ制度である。

以前の中選挙区制は人を選ぶ制度であった。同じ党の複数候補が競い合うから政策論争ではなく、個人の人気や有権者に対するサービスによって投票が左右される傾向

があった。こんな制度の下では党活動より後援会活動に励む方が選挙のために有効であると考えられた。個人が主体では金がかかるから金を集めざるを得ない。だから汚職などの金権腐敗政治が絶えなかったのである。組織政党以外の議員は党活動より後援会活動に傾倒し、カネとポストをばらまく力を持った派閥の領袖に隷属していた。こんなタイプの議員政党は、資金源の枯渇とともに衰退し政権を追われた。革新政党は労働団体の組織力に凭れかかり労組の組織率の低迷とともに没落していった。こんな政治情勢の中から政策を中心に政党を選ぶ制度として小選挙区制を導入したのである。しかし、政策を中心に選挙をすと言いながら、依然として「決められない政治」、選挙区が小さくなったことから「代議士の小粒化」が言われた。こんな政治不毛の膠着状態の中からカリスマ性を持った若手の政治家が出現したのである。

大阪維新の会の出現は、従来の後援会型や、派閥主導型の政党とは異なる選挙のシステムを出現させたのである。

これらの歴史的な流れを正しく認識し、対応を真剣に模索し、原点に立ち返り出直しの改革をしなければ自民党の蘇生はないだろう。

小泉純一郎の出現によって自民党が蘇生した歴史はそんなに古い話ではない。彼の功罪は相半ばするが、当時は全てがなびくカリスマそのものであった。彼が言ったことは「自民党をぶっ壊す」と極めて単純明快であった。党総裁を目指す者が党を壊すというのだから破天荒であった。顧みれば、旧態依然とした従来のしきたりからの脱却であり、新しい組織づくりへの挑戦であった。結果的には大成しそうにないアメリカ大統領候補のトランプは、東部エスタブリッシュメントに対する挑戦、即ち、従来の権威に対する挑戦があの破竹の勢いを生み出しているのである。

時代の潮目を自民党の若手はどう感じているのだろうか。橋下維新が、なぜ大きな支持を得るに至ったかを徹底的に検証する必要がある。従来のしがらみを打ち破る勇氣ある行動が求められているのに、議員であることをひけらかし、ネットを操ることで選挙をした積りになっていたり、街頭に顔を晒すことが選挙であり日常活動だと勘違いしている自民党の若手議員の奮起を促したいのである。

橋下も小泉同様、結果的には評価は分かれるが、あの勇氣ある行動は新しい時代の扉を開くにふさわしいパワーを感じさせるものがあつた。この流れから言えることは、世間のマジョリティは従来とは違うパワーに敏感に反応しているということである。

半世紀前に石原慎太郎は「青年の力がなければ歴史は扉を開かない」といい「新しい世代の会」を立ち上げ一世を風靡した。

保守層と言われる人たちは変化を喜ばない傾向を持ちながら、今までにない新しい流れを“恐れながら待っている”と私は考えている。

話を具体論に戻すが、大阪市長選挙は、前回の住民投票が僅差で負けているからこそ必死になって巻き返しを図ったのであろう。そんな危機感が末端にまで行きわたる緊迫感が選挙を勝利に導くのである。具体例として、中盤戦以降は府下の全ての議員や勢力を大阪市内に投入して市長選挙勝利を目指して「どぶ板作戦」を展開していた

ことを自民党関係者が知らない筈はないだろう。極めて初歩的なことだが議員を使うのなら、議員が主役を演じているようではダメだということである。議員がスタッフを率いて選挙をするべきなのに議員の下にスタッフがないのがそもそもおかしいのだ。党活動とは何か、選挙活動、得票活動とは何かを徹底的に考え、

教え込むことだ。これこそ青年局の使命である。まず基本に立ち返りその議員の選出地盤で、そのわずかな知名度をフルに活用して訴えかけることである。郡部の人間が大阪市内の繁華街に出向いてメガホンで怒鳴ってもさほどの効果はない。それぞれの選出地盤で集票活動をするべきである。府連の中で同好会的なグループが散見されるが、そのグループが組織改革の勇氣ある発言をするのなら意義があるが、徒党を組んで不平不満をぶつけ合っているだけだとすれば主体性のなさを示すものでしかなく、「とにかくメダカは群れたがる」のと同じである。

政治は数が力であり、一人より、同志が集うことでその発言がより大きな力になることがある。だから青年局をはじめ女性局や学生部などを本気になって蘇生させ、政党の中の改革勢力として活動できる雰囲気づくりを進めるべきである。今もし、18歳選挙権に関して自民党青年局が何らのアクションも起こさないとするなら、青年局は若者から評価されることはないだろう。今こそ学生部を再建すべき時である。

マグロは泳ぎ続けなければ死ぬそうである。政治家は、常に考えながら懸命に動くことだ。時代の要請におもねるのではなく、敏感に反応し、そのニーズに応えることが重要なのだ。

今夏には参議院選挙が施行されるが、北海道5区で勝利した勢いを駆って同時選挙になるかも知れないと言われている。小選挙区の衆議院選挙までなら後援会主導型の選挙対応が可能であるが、大阪府域全体を選挙区とする参院選挙では組織的な選挙をしなければ勝てないのだ。組織はそう簡単にできるものではない。代替措置として、議員の後援会を組織に見立てて、その後援会に府連から上意下達で指示が流れるようにするのである。無理があることは承知の上で、何としてもこのことを議員に納得させることである。この“力仕事”ができる人間が絶対に必要なのである。

選挙制度改革について

選挙に関して、別の観点から検証してみたい。

最高裁は一票の格差に対して憲法違反であると判決をした。今日まで選挙改革の議論の中で常に中核をなすのは一票の格差に関する議論であった。今国会において前政権時代の与野党合意もあり、議員定数削減の議論が行われているが、この問題は議員数の増減に留まらず選挙区の統廃合が前提となることを忘れてはならない。

議員定数の削減議論のなかには議員らしからぬ行状が次々と暴露され、無駄な議員が多すぎるとの議論もある。財政の観点からの削減をいうのなら、議員定数削減よりも政党に対する公費助成を見直すべきである。国会議員の数は決して多くはない。

定数問題以外に18歳選挙権問題がある。これはどうなんだろう。

(1) 選挙権年齢の引き下げ

選挙権年齢を「18歳」に引き下げることにより有権者が約240万人増えることとなった。18歳から選挙運動も解禁となる。未成年者が、連座制が適用される選挙違反に関与した場合は原則として検察官送致となる規定を盛り込んだ。成人の処罰との不均衡が生じないようにする措置だ。しかし、民法と少年法の成人年齢は「20歳以上」のまま変わらない。選挙権を行使できるが、一方では少年として「保護」の対象という“ダブルスタンダード”が残るのである。こんなちぐはぐなままで選挙権だけ付与することが正しいのだろうか。

世界の選挙権情勢

海外では選挙権年齢を18歳以上と定めている国は多い。世界の192の国・地域のうち170の国と地域が選挙権年齢は18歳（16、17歳含む）となっている。サミット参加国G8の中で18歳に選挙権を与えていない国は日本のみで、OECDの34ヶ国中、18歳の国民に選挙権を与えていない国は、日本と韓国のみである。因みに韓国は19歳、アメリカは州によって成年年齢が異なる。18歳が45州、19歳が2州、21歳が3州である。

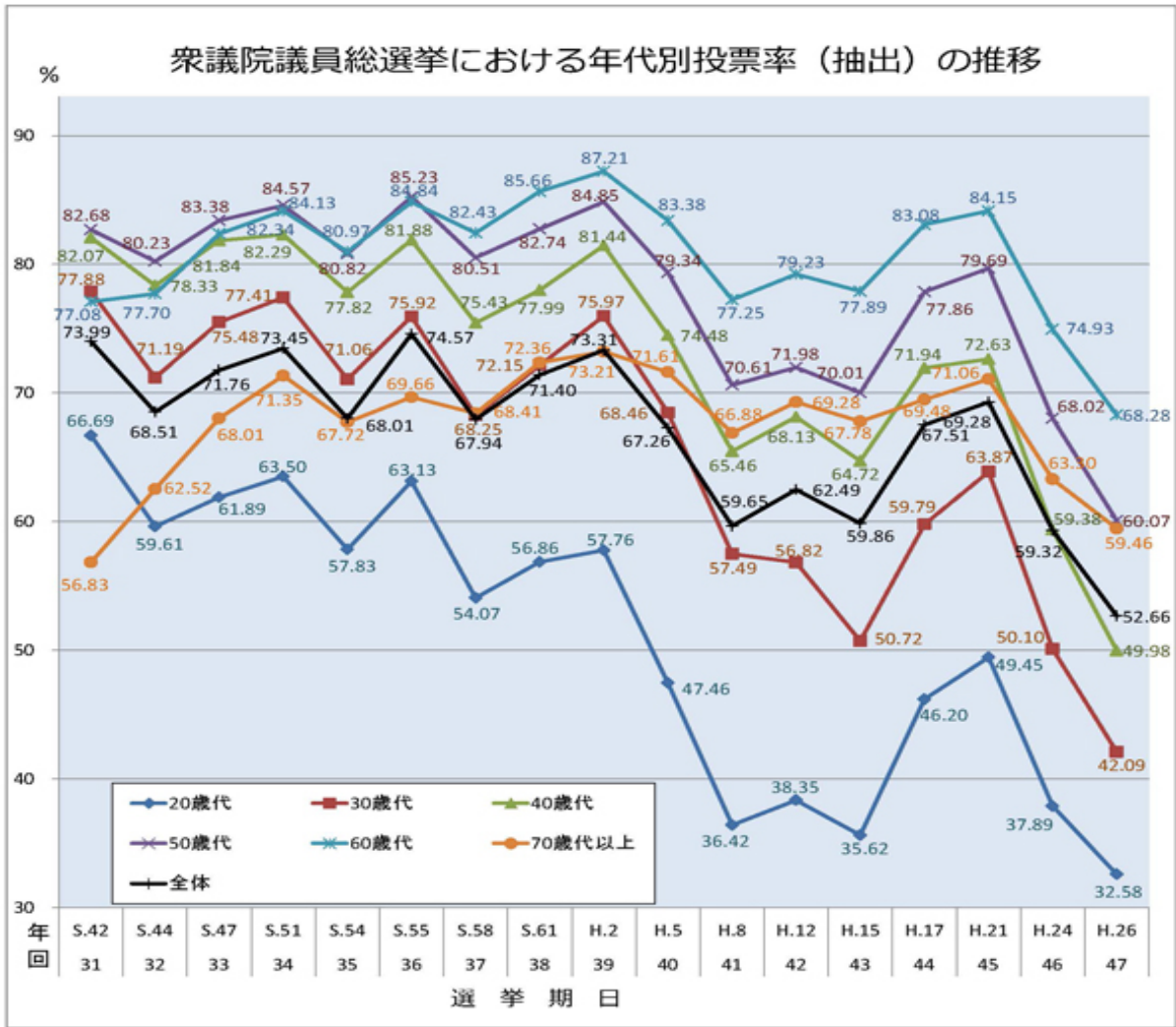
18歳に選挙権を付与する必然性はあるのか

18歳の若者に、行為能力に見合う責任能力があるのだろうか。高校教育の場ではすでに混乱が生じている。高校生の政治活動をどう見るかであるが、教育の場における政治的中立性が果たして守られるのだろうか。従来でも偏向教育が問題視されていたが、高校3年生の一部にだけ選挙権を付与することが、後期中等教育にどんな影響を及ぼすかは実に悩ましいものがある。即ち学校内での政治活動に問題が出てくる可能性は大きいものがある。府県によっては高校生の政治活動に事前通告制度を設けているところもあるが、この点に関しても多くの議論が始まっている。

平成27年10月29日、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」と題する初等中等教育局長通知を発した。いわゆる生徒指導に関するQ&Aである。その内容を見れば、極く普通の問題を文科省に問い合わせねばならない現場の苦悩が浮き彫りにされていた。この事実が示すものは教員の政治に関する意識が偏向していたり、未成熟であったりする現状があるからだ。未成年者の行為能力、責任能力の徹底的検証すらされないままに国際的な風潮だけでことを決定して良いのだろうか。世界の国がどうであれ、その流れに従う必要はない。

確かに選挙権は国民の基本的な権利であり、日本では従来は20歳に達すると自動的に付与された。それが18歳となったが、果たしてこの世代はどの程度参政権についての関心があるのだろうか。この事が投票率を引き下げる原因になるとすれば一票の格差以上に選挙に関する有効性が問題になりはしないだろうか。

若年層の投票率は次頁のグラフの通りである。



(%)

年回	S.42 31	S.44 32	S.47 33	S.51 34	S.54 35	S.55 36	S.58 37	S.61 38	H.2 39	H.5 40	H.8 41	H.12 42	H.15 43	H.17 44	H.21 45	H.24 46	H.26 47
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.36	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。

※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の値に、70歳代以上の投票率は71歳以上の値となっています。

(出展・総務省・平成 27 年)

再度問う、一票の格差と投票率の関係

この際に「一票の格差と投票率について」昨年（27年11月・139回二水会定例会）でとり上げた論点を再掲し、改めて検討を仰ぎたい。

一票の格差に対して最高裁は違憲であると判決をした。この格差論議、数字の上から見るともっともに見える。しかし、今までの判決の前提は選挙民全員が投票すると

いうものである。例えば、人口が仮に、A市は 600 人、B村は 200 としよう。議員定数はA市が 2 人、B村が 1 人としよう。すなわちB村では 200 人分の票で議員 1 人を選出できるが、A市では 300 人分の票でやっと議員 1 人の選出となる。

しかし、これは全員が投票したときの話であり、いわば数字上のゲームみたいなものに過ぎない。投票には必ず棄権する人がいる。実態として人口の多いところでは投票率が低く、人口の少ないところの方が投票率は高い傾向がある。例えば、前記のA市の投票率を 50%とすると 300 人が議員 2 人を選出するので、議員 1 人につき 150 票分となる。一方、B村の投票率を 80%とすると 160 票分で議員 1 人の選出となる。するとA市のほうがB村よりも少ない票数で当選することとなり、一票の格差による不利は、むしろ人口の少ないB村の場合に生じる。このような例が示すように、人口の多寡がすぐさま一票の格差原因となるわけではない。すなわち機械的に人口数の比較によって一票の格差を決めつけるのではなくて、投票者の投票意識、つまりは投票率というものを重視して、票の実質的格差を検討した上で判断をするべきである。ところが司法の場では単純計算のみで判決が下され、遂に憲法違反とまで言われるに至ったのである。果たしてこれで良いのだろうか。

(2) 定数改正（議員定数の決め方）

アダムズ方式

選挙制度における議員定数配分方法の一つで米国の第 6 代大統領アダムズが考案したとされている。衆議院議長の諮問機関（座長＝佐々木毅・元東大総長）が、2016 年 1 月に衆議院議長に提出した答申において、「1 票の格差」是正のための配分方式として採用を求めた。調査会では、比例性のある配分方式で議席の増減変動が小さく、一定程度将来にわたって有効に機能しうるなどとしてアダムズ方式が望ましいと結論付けた。

アダムズ方式は、都道府県の人口を一定の数値 X で割り、商の小数点以下を切り上げた値をそれぞれの定数とし、各定数の合計が小選挙区選挙の総定数と一致するように X を調整する方式である。例えば総定数 5 人を人口 65 万人と 35 万人の 2 県に割り振る場合、X を定数 1 人当たりの人口となる 20 万人として割ると、それぞれ 3.25 と 1.75、小数点を切り上げると 4 と 2 となり総定数 5 を上回ってしまう。そこで総定数の範囲にするために X を調整して 22 万として割ると 2.95 と 1.59 小数点を切り上げれば 3 と 2 となり総定数と同じになる。

答申通り小選挙区定数を 6 減らす場合、この方式で 10 年国勢調査人口に基づいて計算すると、「7 増 13 減」となる。これは東京都で 3 増、4 県で各 1 増になる一方、13 県で各 1 減になるというもので、「1 票の格差」は最大 1.621 倍になる。

2015 年国調に基づく試算では 9 増 15 減となり、大都市に定数を移し地方に過酷な状態になるとして細田幹事長代行は極めて慎重である。何故なら区割りの変更が 20 府県に及ぶことになるからである。

自民党案として示されたもの

選挙区は都道府県人口を現行定数より 1 少ない数で割り、得られた商の小さい方から 6 削減する 1 人別枠方式を事実上維持した「0 増 6 減」という方法を提示した。

アダムズ方式なら区割りの変更が 20 都県に及ぶが自民党案なら 6 県だけで済み区割り変更反発が強い党内事情に配慮したものとなっている。

衆院の大島議長は自民、民進、公明、おおさか維新の 4 党の幹事長と国会内で会談し、自民、民進両党から選挙制度改革案の提示を受けた。自公両党は議席配分の「アダムズ方式」を 2020 年の国勢調査に基づき導入する自民案で大筋合意しており、今国会で自民案が成立する可能性が強まった。

大島議長は与野党協議が折り合わない場合、自民、民進両党に個別に法案提出を求める「最終判断」を示す見通しだ。

自民案は 20 年の国勢調査に基づきアダムズ方式を導入。これに先立ち、議員定数の 10 減を早期に実現するため、15 年の簡易国勢調査に基づき小選挙区の「0 増 6 減」、比例代表の「0 増 4 減」を実施することになっている。公明は当初、自民案の基準が不明確だと難色を示していたが、削減地区の選定に当たってアダムズ方式を準用することで容認に転じた。公明の北側一雄副代表は会談後、記者団に「自民案は当初と比べると前進したと思う」と評価した。自民の谷垣禎一幹事長は「今国会中の法案成立を目指すのは当然」と語った。

一方、民進案は 10 年国勢調査でアダムズ方式を導入するもので、小選挙区で「7 増 13 減」、比例代表で「1 増 5 減」として定数 10 減を実現する。同党の枝野幸男幹事長は「法案を提出し、与党を含めて幅広く賛同いただきたい」と述べ、自民案との一本化に否定的な見解を示した。

むすび

選挙と関わりを持たずに暮らしたいと願ってみたが、国内ではあらゆるところで年中選挙が行われており、海外でも大統領選挙などが毎年目白押しに続いている。無関心を装っていてもマスコミからは次々と情報がもたらされる。選挙は人が人を選ぶだけのことだが、その結果は国を動かし、世界を動かす力を持っている。それだけに疎かには出来ないのである。

それにしても、時々の流れは恐ろしいスピードで変化をもたらす。変化に対応できるものだけが生き残れると喝破したのはダーウィンだそうだが、変化が余りの速さなのに付いて行けない。やっぱり、そろそろ幕引きを考えるべきなのか……。

平成 28 年 5 月

松 室 猛